

「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針」(案)

«概要»

※事務局において基本方針案をまとめたもの

- 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律101号）（以下「法」という。）第18条第1項に基づき内閣総理大臣が策定するもの。
- 内閣総理大臣が今後定める基本計画を始め、指定活用団体、資金分配団体及び民間公益活動を行う団体が休眠預金等交付金に係る資金（以下「休眠預金等に係る資金」という。）を活用して事業を実施するに当たっても本基本方針に従うこととされるなど、本基本方針は本制度の運用において根幹をなすもの。

基本方針の構成

※法第18条第2項各号に規定される事項に基づく

はじめに

第1 休眠預金等に係る資金の活用の意義及び目標に関する事項

1. 休眠預金等に係る資金を民間公益活動に活用する意義
2. 休眠預金等に係る資金の活用の目標

第2 休眠預金等に係る資金の活用に関する基本的な事項

1. 休眠預金等に係る資金の活用に当たっての基本原則
2. 各主体の役割

第3 休眠預金等に係る資金の活用の目標を達成するために必要な民間公益活動促進業務に関する事項

1. 指定活用団体の業務
2. 指定活用団体における休眠預金等に係る資金の公正かつ効率的活用を担保するための体制等

第4 指定活用団体の指定の基準及び手続に関する事項

第5 指定活用団体の作成する事業計画の認可の基準及び手続に関する事項

第6 休眠預金等に係る資金の活用の成果に係る評価の実施に関する事項

1. 成果に係る評価の意義・目的
2. 民間公益活動を行う団体の評価
3. 指定活用団体及び資金分配団体の評価
4. 評価において留意すべき事項

第7 その他休眠預金等に係る資金の活用に関し必要な事項

1. 休眠預金等に係る資金の活用対象の範囲
2. 資金分配団体が民間公益活動を行う団体を公募で選定する際に考慮すべき事項
3. 資金分配団体による民間公益活動を行う団体に対する監督
4. 資金分配団体及び民間公益活動を行う団体におけるガバナンス・コンプライアンス体制等
5. 民間の創意と工夫が発揮される効果的な活用方法の選択の際に配慮すべき事項
6. 法の全面施行から5年後における見直し

第1 休眠預金等に係る資金の活用の意義及び目標に関する事項

1. 休眠預金等に係る資金を民間公益活動に活用する意義

- ・ 法により、預金等の性格に照らし預金者等に払い戻す努力を尽くした上で、その残余の額について民間公益活動を促進するために活用。
- ・ 休眠預金等に係る資金を活用することにより、銀行等の融資による民間の事業拡大効果に準じた効果とともに行政による公共の福祉の増進効果に準じた効果が得られ、社会全体へのより大きな波及が期待。

2. 休眠預金等に係る資金の活用の目標

- ① 休眠預金等に係る資金の活用対象事業による社会の諸課題の解決
- ② 将来的には、「社会の諸課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組み」の構築

【制度開始に当たっての考え方】

- ・ 制度開始時においては、社会の諸課題の解決に結びつく具体的な事例の創出を優先させ、民間公益活動の進捗状況に応じて、段階的に規模を拡大。
- ・ 社会の諸課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みの発展を中長期的に促す観点から、本制度を支える基盤整備にも休眠預金等に係る資金を積極的に活用。

第2 休眠預金等に係る資金の活用に関する基本的な事項

1. 休眠預金等に係る資金の活用に当たっての基本原則

- (1) 国民への還元 (2) 自助・共助 (3) 持続可能性 (4) 透明性・説明責任
- (5) 公正性 (6) 多様性 (7) 革新性 (8) 成果最大化 (9) 民間主導

2. 指定活用団体、資金分配団体及び民間公益活動を行う団体の役割

- ・ 指定活用団体は、休眠預金等に係る資金の分配・管理等の法で規定された役割にとどまらず、民間公益活動の好事例を積極的に創出・共有し、展開・発展させることで、社会の諸課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みの構築を促進する役割も担う必要。
- ・ 資金分配団体は、「包括的な支援プログラム」を企画・設計し、民間公益活動を行う団体に対して資金支援を行うという法で規定された役割にとどまらず、革新的な手法による資金の助成等や経営支援・人材支援等の非資金的支援を必要に応じ伴走型で実施。これにより、民間公益活動の自立した担い手を育成する中心的な役割を担うことを期待。
- ・ 民間公益活動を行う団体は、事業の実施により社会の諸課題を解決するだけではなく、課題を可視化するとともに、現場のニーズ等を資金分配団体等にフィードバックし、本制度の改善につなげていくことも期待。

第3 休眠預金等に係る資金の活用の目標を達成するために必要な 民間公益活動促進業務に関する事項

1. 指定活用団体の業務

(1) 基本的業務 (法に具体的に規定されている業務)

① 資金分配団体に対する助成等の実施に必要な資金についての助成又は貸付け等

- ・ 「優先的に解決すべき社会の諸課題」の把握・分析及び決定。
- ・ 課題ごとに資金分配団体に対する継続的な進捗管理や必要な協力・支援・助言等を行うとともに、成果評価の点検・検証の実施。成果の達成状況を包括的に把握。
- ・ 指定活用団体は、当分の間は、資金分配団体を通じた民間公益活動を行う団体への助成等を実施することによって、資金分配団体等を育成しつつ本制度を確立させることを優先。

② 資金分配団体に対する監督

- ・ 指定活用団体は、資金分配団体に対して、報告徴収、立入検査並びに不正があった場合における選定の取消し及び資金の返還等の必要かつ適切な監督を実施。
- ・ 資金分配団体において休眠預金等に係る資金の不正使用等の実態が明らかになった場合は、指定活用団体は、不正の原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策の策定並びにその内容の公表等を実施。

③ 休眠預金等交付金の受入れ

- ・ 休眠預金等に係る資金の使用状況についての情報公開を徹底。
- ・ 執行残の見込額は翌事業年度における収支予算に組入れ。なお、当分の間は、法第29条第1項の趣旨を踏まえ当該見込額を運用資金に組入れ。

④ 民間公益活動の促進に関する調査及び研究 案件を発掘・形成するための調査及び研究等

⑤ 民間公益活動の促進に資するための啓発活動及び広報活動 シンボルマークの策定・活用等

⑥ 適切な評価の実施

(2) 期待される業務 (法には具体的に明記されていないものの、民間公益活動促進業務の適正な実施に当たって行うことが期待される業務)

① I C T 等先端技術を活用した民間公益活動に係る「知の構造化センター」の機能

- ・ 事業の進捗状況、成果、好事例及び失敗事例の要因分析、評価結果等の情報を一元化して、横断的かつ具体的に分析し、その結果を構造的に整理。これを指定活用団体の業務に反映させるとともに、広く公開し、さまざまな場面で活用。そのための必要なシステムを構築し、それを運用するための組織体制を整備。

② 成果評価実施支援

③ 研修

④ 国際交流

2. 指定活用団体における休眠預金等に係る資金の公正かつ効率的活用を担保するための体制等

(1) 組織運営体制

- ・業務を適確に実施するために足る知識・技術を有する役職員を配置。必要に応じ外部の専門家等を活用することが可能な体制を採用。
- ・資金分配団体において休眠預金等に係る資金が公正に活用され、事業が適正に遂行されるよう監督するために必要な専門部署を設置。

(2) 役職員等の構成

- ・会計監査人を設置。
- ・評議員会は、ソーシャルセクターのみならず、経済界や金融界、学識経験者、マスコミ等、幅広い分野から人材登用。
- ・役職員について、効果的・効率的な人員配置とともに、特定の団体や分野の出身者に偏らないように対応。
- ・利益相反の防止に資するため、役員の職歴を自己申告させた上で公開。
- ・国家公務員法に基づく国家公務員の再就職等規制を踏まえた対応。

(3) ガバナンス・コンプライアンス体制等

- ・コンプライアンス施策の検討等を行う組織（外部の有識者等も参加するもの。）及びその下に実施等を担う部署を設置。
- ・不正行為や利益相反防止のために必要な諸規程を整備。
- ・内部通報制度を整備・運用。

第4 指定活用団体の指定の基準及び手続に関する事項

- ・本基本方針を踏まえて公募要領を作成、公表。
- ・内閣総理大臣は、審議会による審議を経た上で、指定基準に最も適合していると認められるものを一団体選定し、指定活用団体として指定。

第5 指定活用団体の作成する事業計画の認可の基準及び手続に関する事項

第6 休眠預金等に係る資金の活用の成果に係る評価の実施に関する事項

- ・休眠預金等に係る資金を活用して実施される民間公益活動全般を対象に、「社会的インパクト評価」を実施。成果を可視化。

- ・「自己評価」を基本。その上で、休眠預金等活用審議会は指定活用団体の、指定活用団体は資金分配団体の、資金分配団体は民間公益活動を行う団体の作成したその「評価報告書」の妥当性・客觀性について点検・検証。
- ・審議会は、指定活用団体から、民間公益活動促進業務の進捗状況について、定期的に報告を受けるとともに、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に勧告。

第7 その他休眠預金等に係る資金の活用に関し必要な事項

1. 休眠預金等に係る資金の活用対象の範囲

- ・従来の行政による補助金等では一般的にカバーされてこなかった経費についても、それそれが事前に明示した達成すべき成果を挙げる上で合理的に必要と認められる範囲内において対象とすることが望ましい。その際、特に助成等の対象とする人件費の水準については、国民・住民の理解が得られるよう情報公開を徹底。

2. 資金分配団体が民間公益活動を行う団体を公募で選定する際に考慮すべき事項

- ・民間公益活動を行う団体を選定するに当たり、民間公益活動の実施に関する計画や、その計画の実施体制、ガバナンス・コンプライアンス体制等に関する事項を審査。
- ・関係主体の連携を伴う民間公益活動や、民間の創意と工夫が生かされており、革新性が高いと認められる民間公益活動を行う団体を優先的に選定。

3. 資金分配団体による民間公益活動を行う団体に対する監督

- ・資金分配団体は、指定活用団体に準じて、民間公益活動を行う団体に対して必要かつ適切な監督を実施。

4. 資金分配団体及び民間公益活動を行う団体におけるガバナンス・コンプライアンス体制等

- ・資金分配団体及び民間公益活動を行う団体は、指定活用団体のガバナンス・コンプライアンス体制等に準じて組織等を設置し、所要の措置を講じる。

5. 民間の創意と工夫が發揮される効果的な活用方法の選択の際に配慮すべき事項

- ・指定活用団体や資金分配団体が多様な資金提供方法をその時々の状況に応じて柔軟に開発・選択できるようにしておく必要。

6. 法の全面施行から5年後における見直し

- ・法附則第9条及び衆参両院の附帯決議を受け、法の定める規定が全て施行されることとなる平成30年（2018年）1月1日から5年後（2023年1月1日）に幅広く制度見直し。このことについて本制度に關係する全ての者が十分留意し、対応。